

# 茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 改定方針（案）

## 1 改定方針（本市における地球温暖化対策における課題）

### (1) 脱炭素社会に向けた大きな方向性を示す計画とする。

- ・2016年11月に発効したパリ協定採択を受け、1.5度目標および温室効果ガス排出量を今世紀後半に実質ゼロまで下げるというゼロ排出目標を掲げている。
- ・経済界では、いち早くRE100（事業活動に伴うエネルギーをすべて再生可能エネルギーでまかなう）等の動きが出ており、転換期を迎えている。また、近年、国内の自治体でも脱炭素を目指す動きが加速している。

#### 参考：2050年に脱炭素表明自治体、総人口の半分達成

2050年までに温室効果ガスである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を実質ゼロにすることを表明する自治体の総人口が、日本の総人口の約半分の6,500万人を超えた。気象災害が増える中、政府より高い目標を掲げ、自治体レベルで脱炭素を目指す「草の根の動き」が加速している。

昨年9月時点では、山梨県、京都市、東京都、横浜市の4自治体だけだったが、8月6日時点で京都府や大阪府、北海道、宮城県など計151自治体が表明し、それらの自治体の総人口は約7,115万人となっている。

### (2) 新たな生活様式や事業スタイルへの対応や家庭部門における対策が求められる。

- ・市域全域では減少傾向であるものの、家庭部門における対策および新たな生活様式や気候変動影響等を考慮した地球温暖化対策の推進が求められる。

### (3) SDGsや地域循環共生圏等の考え方を踏まえた、地球温暖化対策の推進が求められる。

- ・あらゆる国、主体の目標として「SDGs」が採択された。「誰一人取り残さない」「多分野を組み合わせた課題解決」や「地域経済循環」の視点、環境と社会と経済を統合的に向上させる環境政策が求められる。

### (4) 適応策を位置づける必要がある。

- ・近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあるといわれている。また、どんなに温室効果ガス削減をしたとしても、将来的に気温上昇が起こると推測されている。
- ・国では、2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、地方公共団体の責務として、「その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気

候変動適応に関する施策の推進」(第4条第1項)及び「その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図ること」(第4条第2項)が定められている。

## 2 対象および計画期間

### ○対象地域

- ・茨木市全域

### ○計画期間

- ・10年間

### ○対象主体

- ・市民、事業者、市

### ○対象ガス

- ・二酸化炭素

## 3 目標の考え方

### ○基準年、中間目標、長期目標

- ・基準年については、国、大阪府等の基準年を参考とする
- ・中間目標は、計画期間最終年度である2030年度とする
- ・2050年度を長期目標として掲げる

### ○目標水準

- ・脱炭素化を見据えて目標を設定する。

#### 4 目次構成および改定の考え方

「まちの姿」等、市民、事業者の活動とのつながりがわかりやすい表現は継承しつつ、方向性や重点的な取り組みが見えやすい計画とする。

現行計画	考え方
<p>第1章 地球温暖化対策実行計画とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景</li> <li>・目的</li> <li>・位置づけ</li> <li>・計画期間と目標年</li> <li>・対象</li> </ul>	<p>第1章 地球温暖化対策実行計画とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景については、この10年間の地球温暖化対策、気候変動に関する国内外の動向についてまとめる</li> <li>・対象とするガスについては、排出量の大部分を占める「二酸化炭素」のみとする。</li> </ul>
<p>第2章 地球温暖化に関する本市の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性</li> <li>・現況推計</li> </ul>	<p>第2章 地球温暖化対策に関する本市の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性については、この10年間および今後10年間に起こりうるトピック的な出来事を抜粋して掲載。</li> <li>→立命館大学進出、物流施設の立地、駅の再整備、市民会館跡地整備 など</li> <li>・現況排出量については、これまでの進捗評価とともに、今後の排出推計方法に基づく基準年、現況推計結果についても掲載する。</li> </ul>
<p>第3章 地球温暖化対策に関する目標とめざすまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標について</li> <li>・地球温暖化対策においてめざすまちの姿について</li> </ul>	<p>第3章 地球温暖化対策に関する目標と目指すまちの姿</p> <p>○将来推計について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前は、東日本大震災直後であったことから、社会経済モデルを用い、いくつかのケース設定を行い、将来推計を実施。</li> <li>・この10年間で、計画策定マニュアル（環境省）等も発行されていることから、一般的な推計手法により、将来推計を行う。</li> </ul> <p>○まちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの姿という表現は継承し、本市の特性や社会動向等を踏まえ、改定を行う。</li> </ul>
<p>第4章 本市で展開する地球温暖化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策及び取組</li> <li>・当面重点的に取り組むこと</li> </ul>	<p>第4章 本市で展開する地球温暖化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの姿別に取り組みを記載</li> <li>・その中で、重点的に取り組むことを抽出し、取り組みイメージを記載する</li> </ul>
<p>第5章 計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進のための仕組み</li> <li>・進行管理について</li> </ul>	<p>第5章 計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進のための仕組み</li> <li>・進行管理について</li> </ul>
<p>資料編</p>	<p>資料編</p>